

協 議 第 5 3 号 関 係 資 料 (協 議 項 目 2 4 - 1 2 - 関 係)

農業集落排水施設の使用料の現況

区分	伊那市	高遠町	長谷村																																																					
対象者	<p>1. 使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、農業集落排水施設の利用者から使用料を徴収する。 ・使用料は、使用者が排除した汚水の量により算出するものとし、その額は、別表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、この額に1円未満の端数を生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。 ・使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において、市長が適当と認める箇所に使用者は計量装置を取り付けて、市長がその使用水量を認定する。ただし、計量装置の取付けが不可能な場合は、使用者の使用の態様を勘案し市長が認定する。 製水業その他の営業でその営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い農業集落排水施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に農業集落排水施設に排除した汚水の量及びその算出根拠記載した申請書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 一時使用による農業集落排水施設に排除する汚水の量については、使用者の一時使用の態様を勘案して市長が認定する。 ・使用月の途中において、使用者が農業集落排水施設の使用を開始し、又は廃止したときの基本料金は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 使用した日数が15日以内のとき 2分の1の金額 使用した日数が15日を超えるとき 1使用月分の金額 ・市長は、公益上その他特別な事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。 ・前項に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、下水道条例の関係規定を準用する。 	<p>1. 使用料の徴収、使用料の算定、資料の聴取、滞納に対する措置、使用料等の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の徴収、使用料の算定、資料の聴取、滞納に対する措置、使用料等の減免に関する事項は、高遠町下水道条例第21条から第24条及び第31条の定めるところによる。 	<p>1. 使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料は、施設の維持管理に必要な限度において定める。 加入者から使用料として、月額3,600円(消費税を含む)を徴収する。ただし、村長がやむを得ないと認められた場合は、減額または免除することができる。 																																																					
使用料	<p>別表 (1使用月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>金額</th> <th>使用水量区分</th> <th>金額 1m³につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">10m³以下</td> <td rowspan="6">1,700円</td> <td>10m³を超え20m³以下の部分</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>20m³を超え40m³以下の部分</td> <td>165円</td> </tr> <tr> <td>40m³を超え60m³以下の部分</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>60m³を超え100m³以下の部分</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超え300m³以下の部分</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>300m³を超える部分</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金		従量料金		使用水量	金額	使用水量区分	金額 1m ³ につき	10m ³ 以下	1,700円	10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	140円	20m ³ を超え40m ³ 以下の部分	165円	40m ³ を超え60m ³ 以下の部分	190円	60m ³ を超え100m ³ 以下の部分	210円	100m ³ を超え300m ³ 以下の部分	230円	300m ³ を超える部分	250円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>金額</th> <th>使用水量区分</th> <th>金額 1m³につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td rowspan="6">10m³まで</td> <td rowspan="6">2,048円</td> <td>10m³を超え20m³まで</td> <td>137円</td> </tr> <tr> <td>20m³を超え30m³まで</td> <td>147円</td> </tr> <tr> <td>30m³を超え50m³まで</td> <td>153円</td> </tr> <tr> <td>50m³を超え100m³まで</td> <td>163円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超え300m³まで</td> <td>174円</td> </tr> <tr> <td>300m³を超える分</td> <td>189円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> <td></td> <td>1m³当たり</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金		従量料金		使用水量	金額	使用水量区分	金額 1m ³ につき	一般汚水	10m ³ まで	2,048円	10m ³ を超え20m ³ まで	137円	20m ³ を超え30m ³ まで	147円	30m ³ を超え50m ³ まで	153円	50m ³ を超え100m ³ まで	163円	100m ³ を超え300m ³ まで	174円	300m ³ を超える分	189円	公衆浴場			1m ³ 当たり	50円	<table border="1"> <tr> <td>使用料</td> <td>月額3,600円 (消費税を含む)</td> </tr> </table>	使用料	月額3,600円 (消費税を含む)
基本料金		従量料金																																																						
使用水量	金額	使用水量区分	金額 1m ³ につき																																																					
10m ³ 以下	1,700円	10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	140円																																																					
		20m ³ を超え40m ³ 以下の部分	165円																																																					
		40m ³ を超え60m ³ 以下の部分	190円																																																					
		60m ³ を超え100m ³ 以下の部分	210円																																																					
		100m ³ を超え300m ³ 以下の部分	230円																																																					
		300m ³ を超える部分	250円																																																					
種別	基本料金		従量料金																																																					
	使用水量	金額	使用水量区分	金額 1m ³ につき																																																				
一般汚水	10m ³ まで	2,048円	10m ³ を超え20m ³ まで	137円																																																				
			20m ³ を超え30m ³ まで	147円																																																				
			30m ³ を超え50m ³ まで	153円																																																				
			50m ³ を超え100m ³ まで	163円																																																				
			100m ³ を超え300m ³ まで	174円																																																				
			300m ³ を超える分	189円																																																				
公衆浴場			1m ³ 当たり	50円																																																				
使用料	月額3,600円 (消費税を含む)																																																							
平成15年度決算額	対象者 13,558件 112,590千円	対象者 5,573件 21,553千円	対象者164件 5,851千円																																																					